

政令第百九十一号

沖縄振興特別措置法第百四条第一項の特定跡地給付金の支給の限度となる期間を定める政令の一部を
改正する政令

内閣は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百四条第一項後段の規定に基づき、この政令
を制定する。

沖縄振興特別措置法第百四条第一項の特定跡地給付金の支給の限度となる期間を定める政令（平成十八年
政令第十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「沖縄振興特別措置法」の下に「（以下「法」という。）」を加え、「同法」を「法」に改め、「
規定する特定振興駐留軍用地跡地」の下に「（以下単に「特定振興駐留軍用地跡地」という。）」を加え、
本則の表に次のように加える。

楚辺通信所	
平成十八年六月十五日及び同年十二月三十一日にア メリカ合衆国から返還を受けた楚辺通信所の区域	三月（平成十八年十 二月三十一日にアメ リカ合衆国から返還

読谷補助飛行場		
区域	平成十八年七月三十一日及び同年十二月三十一日にアメリカ合衆国から返還を受けた読谷補助飛行場の	
	五月（平成十八年七月三十一日にアメリカ合衆国から返還を受けた区域のうち、平成十九年四月三十日に国が土地の引渡しを行った区域に限る。）	を受けた区域のうち、平成十九年七月三十一日に国が土地の引渡しを行った区域に限る。）

	瀬名波通信施設
	平成十八年九月三十日にアメリカ合衆国から返還を受けた瀬名波通信施設の区域
一年二月（平成十八年七月三十一日にアメリカ合衆国から返還を受けた区域のうち、平成二十年二月十五日に国が土地の引渡しを行った区域に限る。）	一月（平成十八年九月三十日にアメリカ合衆国から返還を受けた区域のうち、平成十九年二月二十八

備考 この表において「土地の引渡し」とは、特定振興駐留軍用地跡地について、原状回復を行った上で、その特定跡地所有者等（法第百四条第一項に規定する特定跡地所有者等をいう。）に引き渡	日に国が土地の引渡しを行った区域に限る。）	十月（平成十八年九月三十日にアメリカ合衆国から返還を受けた区域のうち、平成十九年十一月三十日に国が土地の引渡しを行った区域に限る。）

すことをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

特定振興駐留軍用地跡地に指定された楚辺通信所、読谷補助飛行場及び瀬名波通信施設に係る特定跡地給付金の支給の限度となる期間を定める必要があるからである。